論壇

改正電子帳簿保存法の検索要件についての考察

村上　秀次
【小石川】

Ⅰ　はじめに

令和4年1月より電子帳簿保存法が改正となり、令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類並びに同日以後行う電子取引について、改正後の電子帳簿保存法が適用されることとなった。

今回の改正は、事前承認制度の廃止や優良な電子帳簿の過少申告加算税の軽減措置など、多くの面で抜本的な見直しが図られており、改正の多くが納税者の帳簿書類の保存の負担軽減を図るべく、電子データ等による保存を促進する改正内容となっているが、一方で、物議を醸しているのが、改正点の一つ、電子取引の出力書面による保存の廃止である。

この電子取引の出力書面による保存の廃止については、電子帳簿保存法改正の直前に、2年間の宥恕措置（電子取引の電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配意し、その出力書面等の保存措置の廃止を事実上延長するための措置）が講じられることとなり、一定の猶予がもたれることとなったが、しかしながら、あくまで先延ばしが図られたにすぎず、事業者の対応が困難であるという事情にかわりはない。

そこで、電子取引の出力書面による保存の廃止への対応で、事業者の負担が特に大きいと考えられる改正電子帳簿保存法の検索要件について考察する。

Ⅱ　改正電子帳簿保存法の検索要件

改正電子帳簿保存法では、電子帳簿等保存・スキャナ保存・電子取引データ保存のいずれにおいても、①～③の条件を全て満たす形で検索要件を充足することを必要としている。

・条件①　取引等の「日付・金額・相手方」で検索ができる

・条件②　「日付・金額」について範囲を指定して検索ができる

・条件③　「日付・金額・相手方」を組み合わせて検索ができる

また、検索機能を確保する簡易な方法として、①表計算ソフト等で索引簿を作成する方法、②規則的なファイル名を付す方法の2つを例示している。

この点、実務での運用を考えると、会計帳簿の場合は、一般的には、会計システムを使用して管理されるため、会計システムが備える検索機能を利用することで、検索要件を充足することへの支障が少ないと考えられる。

一方で、スキャナ保存、電子取引に関する電子データ等の保存については、証憑書類の保存データを管理するシステムが、一般的に、検索要件を充足する機能を持たない場合が多く、また、運用の面からも、「日付・金額・相手方」を検索可能データに登録・設定することが非常に煩雑である。

その他、簡易な方法として例示される①表計算ソフト等で索引簿を作成する方法、②規則的なファイル名を付す方法の煩雑性も含めて考えると、現時点で、電子取引について、改正電子帳簿保存法の検索要件を充足できている事業者は相当に少ない可能性がある。

①表計算ソフト等で索引簿を作成する方法のイメージ

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	㈱霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店㈱	注文書
3	20210228	330000	国税工務店㈱	領収書
	⋮			
49	20211217	220000	㈱霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店㈱	領収書

②規則的なファイル名を付す方法のイメージ

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法

20210131_110000_(株)霞商店.pdf
20210210_330000_国税工務店（株）.msg
20210228_330000 _国税工務店（株）.pdf
20211217_220000_(株)霞商店.msg

Ⅲ　検索要件の対応が困難な理由

電子帳簿保存法では、電子取引を、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引と定義し、この取引情報を、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項（日付、取引先、金額等の情報）としている。

その上で、電子帳簿保存法一問一答問4において、電子取引の7つの例示を挙げている。

この例示のうち、(5)のEDIシステムは、一般的に、自社又は取引関係のある取引先が管理するものであり、会計システムなどと同様にデータベース化した取引データの保存が可能なため、検索要件を充足するのに支障が少なく、また、(3)や(4)の電子請求書や電子領収書の授受あるいは決済データ等を活用するクラウドサービスは、サービスの提供元より、データベース化した取引データの保存及びダウンロードが保証されるのであれば、検索要件を充足するのに支障が少ないと考えられる。

しかしながら、それ以外の(1)(2)(6)(7)の電子取引については、その多くがPDFファイルなどのデータベース化されていないデータを介した取引情報の授受になるため、「日付・金額・相手方」で検索可能なデータベースとするためには、不足する日付、金額及び取引先の情報を手入力するなどの作業を要することから、多大な負担となることは想像に難くない。

電子帳簿保存法一問一答 問4における電子取引の例示

(1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
(2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
(3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
(4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
(5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
(6) ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
(7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

Ⅳ　検索要件についての疑問点

2年間の宥恕措置が経過する令和6年1月からは、多くの事業者が、電子帳簿保存法が求める検索要件を充足する形で電子取引データを保存することが必要となってくるが、電子取引に係る電磁的記録の全てについて「日付・金額・相手方」で検索可能なデータを求めることは現実的と言えるであろうか？

先に述べたとおり、電子取引につき、EDIシステム、電子請求書や電子領収書の授受あるいは決済データ等を活用するクラウドサービスは、検索要件を充足するのに支障が少ないかもしれないが、それ以外の例えばメール等による取引については明らかに負担が大きくなる。また、近年、手軽にクラウドサービスが利用できるようになった反面、複数のクラウドサービスの併用が当たり前となり、データの統合が一筋縄ではいかなくなっているなどの事情も忘れてはならない。

先んじて電子帳簿保存法改正への対応を検討した事業者では、実質的に手作業で、検索可能データを用意する以外の対応策を見いだせず、様子見となっているのが現状と聞く。なかには、電子取引を排除し、紙での取引への切り替えを図る事業者もあるとのことで、由々しき問題である。

また、そもそも論として、スキャナ保存、電子取引に関して、「日付・金額・相手方」で検索可能なデータを求める意義についても疑問を感じざるを得ない。

一般に、税務調査では帳簿の確認を基本に、帳簿に関連する書類や取引情報の確認を行っていくものと聞く。また、証憑を単独で精査する場面があるにしても、「日付・金額・相手方」で検索可能である必要性は乏しく、特定の期間別ないし相手先別に分類保存したデータを精査するのが一般的と思われる。実務的な視点では、取引情報の検索性よりも、帳簿に関連する書類や取引情報に迅速にアクセスするための帳簿と書類の関連性が確保されていることが重要である。

それに、紙の書類による保存は、「日付・金額・相手方」で検索可能であることを求められておらず、帳簿と書類間の関連性を確保しつつ、日付別や相手先別に分類してファイリングするのが一般的である。このような紙の書類の保存に対して、電子取引については、手入力をしてでも、「日付・金額・相手方」で検索可能なデータベースの作成を求めるのは、事業者の負担としてバランスを欠くように思える。

Ⅴ　終わりに

以上、改正電子帳簿法の検索要件について縷々述べたが、結論としては、電子取引が関わる多くの事業者に対して、過剰なコストや手間がかかるにも関わらず、現行の検索要件のもとで電子取引データの保存を義務化することは、現実的ではなく、再考を求めるべきと考える。

平成10年の電子帳簿保存法創設のもととなった政府税制調査会の「平成10年度の税制改正に関する答申」では、「電子データ等による保存を容認するための環境整備として、EDI取引（取引情報のやり取りを電子データの交換により行う取引）に係る電子データの保存を義務づけることが望ましいと考えます。」とする考え方が示されている。

これを見るに、創設当初の電子取引の保存要件は、もっぱらEDI取引を想定して設計されたように見受けられる。確かに、EDI取引は、一般に取引量が膨大となり、検索機能がないとデータの検証ができない可能性があるため、電子帳簿保存法が求める検索要件の必要性は理解できるところである。

しかしながら、当時とは電子取引を取り巻く環境は大きく変わり、EDI取引以外にも、インターネットを使った取引が普及し、様々なクラウドサービスも登場し、システムの利用環境も大きく変化している。電子取引が一般化した結果、従来、紙での取引をしていたものがそのまま電子データに置き換わっただけというべきものも多くなっている。

今後2年間の宥恕措置の間に、電子取引には、データベースとしての保存要件が適する場合と、紙の書類の保存に準じた保存要件が適する場合とがあることを前提とした再検討がなされることを期待したい。